

地区整備計画図

地区施設の規模

道路	名称	幅員	延長
1	市道535号線	8.5m	約594m
2	市道312号線	6m	約26m

朝霞市

建築物等に関する制限事項等

	用途制限	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	形態又は色彩その他の意匠の制限	かき又はさくの構造の制限
新産業・物流地区A	あり	500㎡	道路境界線から2m以上後退 隣地境界線から1m以上後退	あり	あり
新産業・物流地区B	あり	500㎡	工場については道路境界線及び隣地境界線より2m以上後退	あり	あり
住宅地区	あり	100㎡	道路境界線から1m以上後退 隣地境界線から0.5m以上後退	あり	あり
地区計画区域					

